

平成29年度 第13回天童市農業委員会総会 会議録

平成30年3月13日(火) 午前10時00分 第13回天童市農業委員会総会  
を天童市役所5階会議室に招集した。

1 出席した委員

1番	堀越重助	11番	佐藤善治
2番	那須桂子	12番	三宅藤義
3番	熊澤八弘	13番	松田康政
4番	齋藤照一	14番	太田博巳
5番	横山愛	15番	梅津節子
6番	秋保茂男	16番	今野滋
8番	長谷川喜久	17番	細矢幸市
7番	原田洗一郎	18番	佐藤悦雄
9番	遠藤市雄	19番	片桐久雄
10番	清野貢市		

2 欠席した委員

なし

3 遅刻した委員

なし

4 出席した事務局職員

局長	大内淳一	局長補佐	今田明
主事	布施雄基		

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議 事 午前9時20分 開会

議 長 (議事に先立ち、会長のあいさつ)

議 長 去る3月8日付け天童市農業委員会告示第4号にて招集しました、平成29年度第13回天童市農業委員会総会を開会します。

---

議 長 本日の総会は全員出席でございますので開会いたします。

議 長 日程第3の議事録署名の指名をいたします。17番、細矢幸市委員、18番、佐藤悦雄委員の両名にお願いします。

---

議 長 日程第4の委員長報告をお願いします。遠藤市雄運営委員長。

遠藤委員長 本日9時から第3回の運営委員会を開催し、平成30年度総会日程ならびに事業計画について協議しました。全員協議会で報告します。

議 長 日程第5の事務処理報告をお願いします。事務局の説明を求めます。

事務局長 事務処理について総会資料等に基づき報告する。

総会資料1ページの地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について報告する。

総会資料2～5ページの農地法第3条の3第1項の規定による届出受付状況について報告する。

総会資料6ページの農地法第5条の規定による農地転用届出書の受理について説明する。

総会資料7ページの農地法第4条第1項第8号の農地転用許可事項確認について報告する。

議 長 事務局から事務処理報告ありましたが、皆さんから何かご質問等ありませんか。

議 長 例外事項の中で、道路に面している200㎡以下を分筆しなくてもいいとなると、ほかにもたくさんでてくるのではないか。分筆は必ずしも必要ないのかお伺いします。

今田補佐 農地転用については、原則分筆していただくことになっています。ただ農業用の施設で農作業小屋を設置する場合には、分筆まですると費用もかかりますし、立会などもあり、だいぶ難しくなりますので、一部法的にも認められているので、そのような処理をさせていただきます。

議 長 他に皆さんから質問等ありませんか。  
(ありません、の声)

議 長 承認第13号 議決事件の取消願について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料(8ページ)を説明する。

議 長 ただ今事務局から説明がありましたが、皆さんから何かご質問、ご意見ありませんか。

議 長 ご異議ございませんか。  
(ありません、の声)

議 長 承認第13号 議決事件の取消願については、異議なしと認め承認することに決めます。

議 長 承認第14号 農地法第18条6項の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料(9~12ページ)を説明する。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問等ありませんか。

議 長 承認第14号について、ご異議ございませんか。  
(ありません、の声)

議 長 それでは、承認第14号 農地法第18条6項の規定による通知の審査につきましては、異議なしと認め承認することに決めます。

議 長 承認第15号 天童市農業委員会事務局職員の任免の取扱いについて上程します。

事務局長 総会資料(13ページ)を説明する。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問等ありませんか。

議 長 それでは、承認第15号 天童市農業委員会事務局職員の任免の取扱いにつきましては、異議なしと認め承認することに決めます。

議 長 議第49号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料（14～16ページ）を説明する。

議長 ただ今、事務局から説明があったところでございますが、担当の農業委員から説明を求めます。

細矢委員 1番、細矢幸市委員。

議長 父親が以前借りていたそうですが、父親が亡くなって更新するのを忘れていたということでございます。

議長 2番、3番、清野貢市員。

清野委員 事由の通り問題ありません。

議長 4番、原田洸一郎委員。

原田委員 事由の通り問題ありません。

議長 5番、松田康政委員。

松田委員 5番、6番、7番の所有権移転になります。事由の通り問題ありません。

議長 8番、原田洸一郎委員。

原田委員 8番、9番、事由の通り問題ありません。

議長 10番、三宅藤義委員。

三宅委員 10番、11番、12番と事由の通り問題ありません。

議長 13番、今野滋委員。

今野委員 13、14番。

議長 13番は親子ですが、受人の●●さんは息子ですが、農業大学校で研修を受けており、今度農業に従事するために息子に譲るということでの贈与です。

議長 14番は、経営移譲年金受給のための再設定です。

議長 担当農業委員の調査の結果につきましては、事由の通り問題ないということですが、皆さんから何かご質問、ご意見ありませんか。

議長 ご異議ございませんか。

議長 （ありません、の声）

議長 それでは議第49号 農地法第3条の規定による許可については異議なしと認め、許可することに決めます。

議長 議第50号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

今田補佐 総会資料（17ページ）を説明する。

議長 調査会並びに担当農業委員の調査の結果を求めます。はじめに担当員の結果を求めます。

議長 太田博巳委員。

太田委員 ●●さんの案件は、自宅脇の農地を転用をかけて資材庫にしたいということです。調査した結果問題ありません。

議長 梅津節子委員。

梅津委員 私と担当の今野滋委員で去る3月5日に調査を行いました。現地で担当の太田博美委員、また●●さん、ご家族の方からお話を聞いたところ、問題ないと判断させていただきました。

議長 皆さんから何かご質問、ご意見ありませんか。

議長 ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議長 それでは、議第50号 農地法第4条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに決めます。

議長 議第51号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局の説明を求めます。

今田補佐 総会資料(18ページ)を説明する。

議長 調査会並びに担当農業委員の調査の結果を求めます。はじめに担当農業委員からお願いします。

太田委員 1番の案件は、ゆびあの第2駐車場を増整したいということで、ゆびあと道路を挟んで南側の土地になります。問題ありません。

議長 今野滋委員。

今野委員 2番の案件は、総合運動公園の東であり、市道に面している場所であり、そこに優良田園住宅を建設するということでの案件であります。問題ないというふうに判断しております。

議長 それでは調査会の調査委員の結果を求めたいと思います。

梅津委員 去る3月5日、1番、2番と現況を見てきましたが、特に問題ありません。

議長 地元農業委員ならびに調査会の農業委員に関しては、事由の通り問題ないということでございますが、皆さんからご質問、ご意見ありませんか。

議長 佐藤善治委員。

佐藤(善)委員 2番ですが、許可をいただいたのは1,824㎡ということですが、使用目的が708.90㎡ということで、住宅6棟とあります708㎡の中に6棟を建てるということなんでしょうか。

議長 事務局。

今田補佐 佐藤善治委員がおっしゃるように、6棟合わせて708.90㎡になっています。6棟全部合わせた面積です。

議長 ●●は不動産業の免許をもっていますか。

今田補佐 宅地建物取引業の免許を取得しております。

議長 今野滋委員。

今野委員 パイプを組む足場の会社が本業ですが、建設業や不動産業の免許も持っている会社です。

議長 ゆびあの駐車場として売った場合、公共用地であるから非課税ですか。

今田補佐 今回のゆびあ駐車場は、収用事業に該当させていないので非課税にはならないかと思います。内容については生活環境課で担当しておりますので、非課税対象ではないと思われます。

議長 あとで調べておいてください。

議長 その他に皆さんから何かご質問、ご意見ありませんか。

議長 ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議長 それでは、議第51号 農地法第5条の規定による許可につきましては異議なしと認め、許可することに決めます。

議長 つづいて、議第52号 平成29年度第11回農用地利用集積計画について上程いたします。事務局の説明を求めます。

布施主事 総会資料(19~54ページ)を説明する。

議長 ただ今、農用地利用集積について事務局から説明があったところでありますが、皆さんから何かご質問、ご意見ありませんか。

議長 細谷幸市委員。

細矢委員 皆さんが借りるのは、最低10年とか15年ですが、●●だけが、3年となっています。何か理由があるのでしょうか。

議長 事務局。

布施主事 こちらの利用集積の契約期間については、貸人、借人双方で決め

ていただくということになりますので、合意のうえでの契約年数になっていると理解しております。契約年数が3年で統一されている理由についてはそこまで事務局では確認していませんので、不明確なところです。

議長 その他に皆さんから何かご質問、ご意見ありませんか。

議長 佐藤悦雄委員。

佐藤(悦) 新規10番の借借人の●●さんが認定農家を辞めて勤めたという話を聞いたのですがいかがでしょうか。

議長 事務局。

布施主事 ●●さんが会社に勤めているということですが、こちらの利用集積計画につきましては、設定は兼業か専業かという観点ではなく、兼業であっても農業の担い手の方であれば、借受するに相応しい方であれば、集積計画にもとづいて設定しているものです。

補足ではありますが、利用集積計画に基づいて設定はしますが認定農業者の流動化補助金は認定農家の方に支給するものですので、認定農家でない方には支給されないようになっております。●●さんは3月いっぱい認定農家は外れ、4月1日からは認定農家ではなくなります。

議長 その他に皆さんから何かご質問、ご意見ありませんか。

議長 ご異議ございませんか。

(ありません、の声)

議長 それでは、議第52号 平成29年度第11回農用地利用集積計画につきましては異議なしと認め、許可することに決めます。

議長 議題53号でございますが、会長辞任の内容でありますので、職務代理と議長を交代しますので、議長は退席させていただきます。

(片桐久雄会長退席)

堀越職務代理 議題53号 会長職辞任の同意について上程いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 総会資料(55ページ)を説明する。

堀越職務代理 事務局長から説明がありました。任期が2年ちょっとありますが、健康上の理由で会長職を辞任したいということでございますので、ただ今説明あった通り会長辞任の同意をいただけるかどうか、皆さんにお諮りしていきたいと思っております。

堀越職務代理 天童市農業委員会において最年長の熊澤八弘委員、参考意見をお願いします。

熊澤委員 個の内容について片桐久雄会長に先月お話を伺いましたところ、やはり体調が最も問題だと思いますので、同意するのが普通ではないかと思っています。体調を回復していただければありがたいなと思います。私としては同意いたします。

堀越職務代理 熊澤八弘委員から参考意見をいただきましたが、皆様から何かご意見等ありませんか。

堀越職務代理 遠藤市雄委員。

遠藤委員 今日朝9時から運営委員会に置いて丁寧に審議させていただいたところ、体の不都合によってということですので、会長職だけを辞任いただいて、農業委員としては任期である2年間していただけるというようなことですので、同意せざるをえないのかと考えていたところ。運営委員会では皆さんが同意するというようにまとまったところです。

堀越職務代理 遠藤市雄委員から話があった通りでございまして、同意をしていただきたいというようなことで、運営委員会の中でも片桐久雄会長からお話がありました。

同意していただけますでしょうか。

(はい、の声)

議長 それでは、全員から同意をいただきましたので承認したいと思います。

(片桐久雄会長戻る)

---

以上をもちまして平成29年度第13回天童市農業委員会総会を終了いたします。

(終了 午前11時10分)